

エコアクション21

環境経営レポート

(2023年 4月1日～2024年 3月31日)

1. 組織の概要・対象範囲	P.2
2. 環境経営方針	P.3
3. 実施体制	P.4
4. 環境経営目標	P.5
5. 環境経営計画・実施状況評価	P.6
6. 環境経営活動評価書	P.7
7. 次年度の環境経営活動内容	P.8
8. 環境関連法規等の遵守状況・違反・訴訟の確認及び評価の結果	P.9
9. 代表者による全体の評価と見直し・指示・結果報告書	P.10

2024年 4月12日発行

株式会社猿渡電機製作所

1.組織の概要・対象範囲

・事業者名 株式会社猿渡電機製作所

・代表者氏名 関 一政

環境管理責任者 関 一政

担当者 萩原 由紀子

連絡先 〒221-0003 神奈川県横浜市神奈川区大口仲町165-1

Tel&Fax 045-421-0350 045-421-0361

E-mail saruwataridenki@aq.wakwak.com

所在地

事業所名 本社工場

・所在地 〒221-0003 神奈川県横浜市神奈川区大口仲町165-1

・事業活動の内容

各種金属の切断・曲げ・溶接加工による板金加工部品の製作及び販売

・事業規模 2023年度(2023年4月～2024年3月)

売上高 2993万円

従業員数 7名

工場敷地面積 190m²

2.環境経営方針

【企業理念】

当社は、事業活動の環境負荷を認識し、小ロット高精度・短納期板金、板金クロスオーバー加工品の製造・販売を主とする事業活動を行う中で、環境への配慮と環境汚染の予防に努めます。そのために従業員一同は、環境問題の知識を高め、環境にやさしい「ものづくり」を通してより良い社会の実現を目指した活動を継続的に取り組みます。

【行動指針】

1. 環境負荷の低減を図るため、以下の活動に取り組みます。
 - (1) 電力・化石燃料の節減による、二酸化炭素排出量の削減
 - (2) 廃棄物の排出量抑制、削減、リサイクル推進
 - (3) 水の使用量を削減
 - (4) 化学物質の使用量抑制、削減
 - (5) 自らが提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
2. 事業活動にあたっては環境関連法規等を遵守します。
3. 環境経営の活動は、継続的改善を実施します。
4. 環境経営方針は全ての従業員に周知します。

2022年10月31日

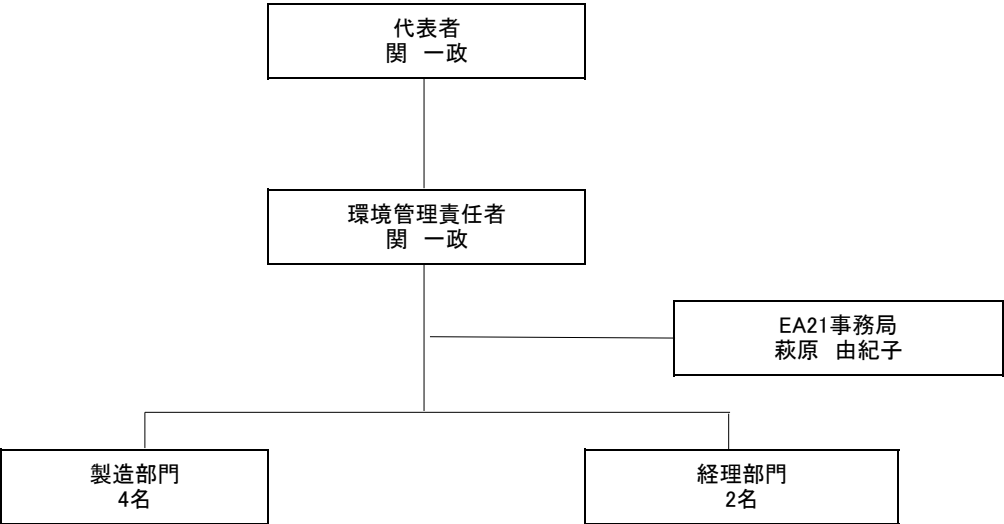
株式会社 猿渡電機製作所

代表取締役 関 一政

3.実施体制及び役割及び責任・権限表

作成 2022年10月01日

承認		作成
関		萩原



	役割・責任・権限
代表者	1. エコアクション21全体のシステム構築、維持等の全統括管理 2. 実施体制の構築 3. 環境管理責任者を指名し、エコアクション21システムの構築・運用・維持に関する責任と権限の譲渡 4. 環境経営方針の策定と従業員への周知 5. システムを運用し、維持するための経営資源を用意する 6. 環境経営システムの評価と定期的見直しの実施 7. 社内情報の外部公開可否決定
環境管理責任者	1. 環境経営システムの確立、実施、維持、継続的改善 2. 代表者への環境経営システムの実施状況報告 3. 推進機関であるEA21EMSの事務局の責任者として事務局運営 4. それぞれの業務・役割に応じ、必要な教育訓練を適切に計画・実施する 5. 関連法規の取りまとめ表の維持管理、遵守徹底 6. 環境関連文書及び記録の作成・整理
EA21事務局	1. 環境管理責任者の補佐 2. 環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 3. 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 4. 環境活動の実績集計、環境関連法規等取りまとめ表の作成 5. 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 6. 環境関連の活動レポートの作成
部門責任者	1. 自部門における環境経営システムの実施、環境経営方針の周知、従業員に対する教育訓練の実施、自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 2. 自部門に関連する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 3. 特定された項目の手順書作成及び運用管理 4. 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト、訓練を実施、記録の作成 5. 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
従業員	1. 環境経営方針を理解し、部門の環境経営計画に従って活動する。

(回覧ルート)

社長→全部門責任者、環境管理の責任者

改訂履歴

改訂数	改訂理由	改訂月日	承認	作成者

4.環境経営目標

承認	作成
2022/10/31	2022/10/31
関	関

環境経営目標	基準(実績)		年度目標		中期目標	
	2021年度		2022年度		2023年度 (2023年4月 ～2024年3月)	2024年度 (2024年4月 ～2025年3月)
	通年(2021年4月 ～2022年3月)	運用期間相当	通年(2022年4月 ～2023年3月)	運用期間		
		2021年11月 ～2022年1月		2022年11月 ～2023年1月		
1. 二酸化炭素総排出量の削減 (kg-CO2)	19,111	4,500	2%削減 18,728	2%削減 4,410	4%削減 18,346	5%削減 18,155
2. 電力使用量の削減 (kWh) 二酸化炭素排出係数: 0.443kg-CO2/kWh(kg-CO2)	17,891 7,746	4,893 2,118	2%削減 17,533 7,591	2%削減 4,795 2,075	3%削減 17,354 7,513	4%削減 17,175 7,436
3. 自動車燃料使用量の削減 (L) 二酸化炭素排出係数: 2.31kg-CO2/L(kg-CO2)	4,825 11,195	953 2,213	2%削減 4,728 10,971	2%削減 933 2,168	3%削減 4680 10,859	4%削減 4632 10,747
4. 廃棄物排出量の削減 (Kg)	1,683	412	2%削減 1,649	2%削減 403	3%削減 1,599	4%削減 1,615
5. 水使用量の削減 (m ³)	88.5	23.5	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
6. 化学物質使用量の削減 (PRTR対象物質)(Kg)	40	20	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
7. 自らが提供する製品の環境性能の向上 及びサービスの改善[不良率の削減(%)]	5.0	5.0	4.3	4.3	3.5	3.0
梱包資材使用量の削減 使用済み箱の再利用件数(件)	随時適当に梱包していた 0	随時適当に梱包していた 0	10	3	15	20

*一般廃棄物については、規制対象外の為、記載無し。 関連法規参照、排出係数は、東京電力パワーグリッドの0.433を使用。

承認	作成
2024/4/3	2024/4/3
関	関

□:計画 ■:実施

NO.	項目	年度目標 (2023年度)	達成手段	責任者	2023年												2024年		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	実績処理量																		
1	二酸化炭素排出量の削減	4%削減(→96%) 19,111kg ↓ 18,346kg	・電力、化石燃料使用量の削減	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			・低公害車・低燃費車の導入		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				
			・作業効率の向上		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				
			計画排出量累計 (kg)-CO2																
			実績排出量累計 (kg)-CO2		18,346kg														
					18,442kg														
2	電力使用量の削減	3%削減(→97%) 17,891kWh ↓ 17,354kWh	・高効率エアコンへの切り替え	関	2022年以降未実施			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・装置の不使用时電源OFF		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・エアコン温度設定最適化		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・エアコン・コンプレッサーの簡易点検目視外観等(3ヶ月毎) (フィルター掃除の実施)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			計画電力使用量 (kWh)		17,354kWh														
			実績電力使用量 (kWh)		17,665kWh														
3	自動車燃料使用量の削減	3%削減(→97%) 4,825L ↓ 4,680L	・エコドライブの実施	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・車両点検の実施 (エア-、オイル確認)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・朝礼時のエコドライブ確認		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			計画排出量累計 (L)		4,680L														
			実績排出量 (L)		4,551L														
					〇														
4	廃棄物排出量の削減	3%削減(→97%) 1,683Kg ↓ 1,599Kg	・歩留まりの改善	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・金属種別分別の徹底		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・試し工程の削減		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			計画排出量累計 (kg)		1,599Kg														
			実績排出量 (kg)		3,027kg														
					×														
5	水使用量の削減	維持管理として目標 数値は設定せず。	・配管水漏れチェック	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・洗車方法・回数の改善		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・維持管理		維持管理														
6	化学物質(PRTR対象物質) 使用量の削減	維持管理として目標 数値は設定せず。	・使用方法の適正化	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・代替製品の調査		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			・維持管理		維持管理														
					〇														
7	自らが提供する製品の環境 性能の向上及びサービスの 改善	製品の品質確保 (不良品率削減) 5% ↓ 3.5%	・不良品、試し品の削減	関	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・加工工程での歩留まり改善		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			計画不良率 (%)		3.5%														
			実績不良率 (%)		3.3%														
					〇														
	梱包材の削減	15件	・梱包材の適宜使用	評価	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			
			・使用済み箱の再利用等		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					
			計画数 (件)		15件														
			実績数 (件)		17件														
					〇														
NO.	評価・確認 月日	評価・確認者	評価・確認事項(定期、臨時)	評価・確認結果、コメント、是正処置等															
1	2023/3/1	関	二酸化炭素排出量削減が目標未達	施策として実施していることの徹底を図っていく															

6.環境経営計画・環境経営目標の実績・取組結果とその評価

期間 2023年4月～2024年3月

承認	作成
2024年4月8日	2024年4月8日
関	関

NO.	推進項目	基準値	年度目標	実績値	評価	達成の要因 未達成の原因	未達成場合は是正措置・予防処置
1	二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2)	4%削減(→96%) 19,111kg ↓ 18,346kg	18,346kg	18,423kg	×	・電力使用量の増加により排出量が増加した。 ・不良率削減を意識した事による影響が出た。	・機械の待機時間を下げる事が重要。 ・使用機器の更新を検討する。 ・建物の断熱性能を向上させる検討する。 ・更なる電力削減を推進する。
2	電力使用量の削減 (kWh)	3%削減(→97%) 17,891kWh ↓ 17,354kWh	17,354kWh	17,665kg	×	・空調の使用が多かった ・機械の待機時の電力使用量が多かった。	・工場への出入りが多かった為、改善を検討する。 ・不良率と電力使用のバランスを検討する。 ・製造設備の更新を検討する。
3	自動車燃料使用量の削減 (L)	3%削減(→97%) 4,825L ↓ 4,680L	4,680L	4,552L	○	・エコドライブの実施の 個人意識向上による。 ・発送配達増加による削減効果。	
4	廃棄物排出量の削減 (Kg)	3%削減(→97%) 1,683Kg ↓ 1,599Kg	1,599Kg	3,027kg	×	・今期は金型廃棄を行った為の増加。 ・各工程での廃棄物削減意識が弱かった。	・各工程での、廃棄物削減意識の再確認。 ・試し工程削減の方向性再検討。 ・不良品削減意識の再確認。
5	水使用量の削減 (㎡)	88.5	維持管理	88㎡	○	・各所での水使用削減意識の浸透。 ・配管チェックの実施。	
6	PRTR法対象の化学物質 排出量の削減 (Kg)	40	維持管理	40kg	○	・使用方法を随時検討し、各製品に見合った使用法を検討する。 ・交換時期を可能な範囲で長期化する。	
7	自らが提供する製品の 環境性能の向上及び サービスの改善 不良率の削減(%)	30%削減(70.0%) 5 ↓ 3.5	3.5	3.3	○	・各工程での手順を再確認し、的確な作業の実施による、不良品の減少。 ・試し工程の削減を行い、使用材料の削減を検討する。	
	梱包資材使用量の削減 15 使用済み箱の再利用件数(件)	0 ↓ 15	15	16	○	・適所への使用済み箱の使用を推進。	

報告手順：
担当者が結果確認記入→責任者(環境管理の責任者)が評価・原因究明・是正・対応策記入→代表者 |

7.次年度の環境経営計画・環境経営目標

期間 2024年4月～2025年3月

承認	作成
2024年4月3日	2024年4月3日
関	関

NO.	推進項目	基準値	年度目標	前期達成状況	次年度の取組内容
1	二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2)	19,111	5%削減 18,155	×	・基準値よりは削減したが、目標は未達、本年は昨年以上の取組を行い、一年通しての結果を基に効果を検証し、エコへの意識改善を検討する ・電力、化石燃料使用量の削減、特に化石燃料を注視する
2	電力使用量の削減 (kWh) (kg-CO2)	17,891 7,746	4%削減 17,175 7,436	×	・使用していない機械や照明を消す行動による、使用量の削減 ・エアコン・ドライヤー付きコンプレッサーの管理・清掃の実施 ・作業効率の向上による、機械使用時間の削減
3	自動車燃料使用量の削減 (L) (kg-CO2)	4,825 11,195	4%削減 4632 10,747	○	・燃費効率の良い運転の心掛け、啓発の継続 ・昨年の行動を引き続きしっかりと実施する。 ・四半期に一回 朝礼にて、エコドライブ10要項の確認
4	廃棄物排出量の削減 (Kg)	1,683	4%削減 1,615	×	・廃棄物の分別の再徹底 ・不良削減による、産廃削減の再確認
5	水使用量の削減 (㎡)	88.5	維持管理	○	・各所での水使用削減意識の浸透。 ・配管チェックの実施。
6	PRTR法対象の化学物質 排出量の削減 (Kg)	40	維持管理	○	・使用方法を随時検討し、各製品に見合った使用法を検討する。 ・交換時期を可能な範囲で長期化する。
7	自らが提供する製品の 環境性能の向上及び サービスの改善 不良率の削減(%)	5.0	3.0	○	・各工程での手順を再確認し、的確な作業の実施による、不良品の減少。 ・試し工程の削減を行い、使用材料の削減を引き続き検討する。
	梱包資材使用量の削減 使用済み箱の再利用件数 (件)	0	20	○	・適所への使用済み箱の使用を推進。

報告手順：
担当者が結果確認記入→責任者(環境管理の責任者)が評価・原因究明・是正・対応策記入→代表者

8.環境関連法規等取りまとめ表兼遵守確認・評価表・違反・訴訟等の有無

1. EA21事務局は、当社が適用を受ける法規制等を毎年定期的(原則4月)に調査し見直しすること。

作成日： 2022年10月31日
見直し改訂日： 2023年 3月10日

作成・改訂時		遵守確認・評価終了時	
承認	作成	承認	評価
関	関	関	関

I. 遵守義務のある法規関係

区分	環境関連法規等名称	法令条項	法規制等要求事項	当社該当事項	遵守事項等	遵守状況確認・評価	
						チェック日	結果
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (一般廃棄物の処理)	法6の2	①事業系一般廃棄物の処理。 ・一般廃棄物の運搬、処分を委託する場合は、許可を取った一般廃棄物運搬業者、環境省令で定める処分業者に委託 (※住居併置事業所として横浜市承認済み)	一般廃棄物の処理委託	①大量に排出する場合は、許可を取った一般廃棄物収集運搬業者に委託 (※住居併置事業所として横浜市承認済み)	2023.3.10	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (産業廃棄物の適正処理)	法12.2 規8.1～3	①保管基準―飛散、流出等防止対策 ②保管場所の表示板(60×60cm以上) ・種類・管理者の名称、連絡先、保管可能量 ③水銀(蛍光灯)についての規制 (※住居併置事業所として横浜市承認済み)	産業廃棄物の保管(廃油、廃金属、蛍光灯等)	①保管場所の囲い、衛生管理(飛散、流出、地下浸透等防止) ②表示板の設置 ③「水銀使用製品産業廃棄物」の掲示、混合防止の仕切り保管 (※住居併置事業所として横浜市承認済み)	2023.3.10	○
		法12.3～4 令6の2.3	①収集運搬、処分事業者と産業廃棄物処理委託基準及び特別管理産業廃棄物委託基準に従って二者間委託契約 ②契約書記載事項 ・種類、数量、性状、荷姿、最終処分地、金額	産業廃棄物の処理委託	①許可を受けた収集運搬・中間処理事業者との委託契約締結。契約書は契約終了後5年間保管。 ・委託事業者の事業区分、品目、取扱地県等の許可、許可期限等の許可条件確認(許可証の写し添付) ②記載事項確認、また定期的確認 ・許可期限の確認(許可証写しの再提出)	2023.3.10	○
		法12の2.6	①特別管理産業廃棄物を生ずる事業場は特別管理産業廃棄物 上記以内に送付されない場合は30日以内に知事への報告 ②管理票の保管義務 5年間 ③産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出 (※特別管理産業廃棄物責任者講習修了者設置)	廃油、廃バッテリー等の発生	①特別管理産業廃棄物責任者(有資格者)の設置 ②交付マニフェスト(A票、B2票、D票、E票)の5年間保管 ③報告書(毎年6月末迄)提出、写し保管 (※特別管理産業廃棄物責任者講習修了者設置)	2023.3.10	○
資源循環 (リサイクル)	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	法6	①特定家庭用機器を長期間使用、廃棄物として排出の場合は適切に引き渡し、料金支払い ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、ユニット型エアコン、衣類乾燥機に適用	ブラウン管・液晶テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ユニットエアコンの廃棄	①特定家庭用機器排出した場合、料金を支払い、適切に引き渡す。また、特定家庭用機器廃棄物管理票の写しを受取1年間保管、または、産業廃棄物管理票を交付している場合は、廃棄物処理法に従う	2023.3.10	当期該当なし
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	法2 法5 法7	使用済小型電子機器(PC、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、CDプレーヤーなど28分類を排出する場合、認定事業者への引渡	PC、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、CDプレーヤー等28分類	小型家電の回収品目並びに回収方法等は市町村ごとに決定、実施される 費用負担は市町村により異なり、品目によっては手数料がかかる場合がある	2023.3.10	当期該当なし
	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	法8	自社使用済み自動車をリサイクル法に基づいて処分	自社自動車の廃棄	自社使用済み自動車のリサイクル処分	2023.3.10	当期該当なし
地球環境	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)		第一種特定製品(パッケージエアコン・業務用エアコン・ドライヤー付きコンプレッサー)の管理者は、「管理者の判断基準」に基づき、管理する第一種特定製品について点検等の実施	フロンの管理	全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検の実施 (3カ月に1回以上、目視による外観点検の実施) (業務エアコン7.5kW未満の物について) (ドライヤー付きコンプレッサーも対象)	2023.3.10	○
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法・PRTR制度)		化学物質を取り扱う事業者の方に、化学物質の排出量、移動量等の届出を義務つける制度 (※従業員の数が21人以上の事業者のみ、免除)	化学物質 (エコクリーンの使用・廃棄)	事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県經由で国(事業所管大臣)に届出する。 (※従業員の数が21人以上の事業者のみ、免除)	2023.3.10	○
騒音	騒音規制法 第2種区域	法第6条 施行令 別表第1	・指定地域内における特定施設の届出 1: 金属加工機械 ニ 液圧プレス ホ 機械プレス(呼び加圧能力294kN以上) ヘ せん断機(定格出力3.75kW以上) 2: 空気圧縮機及び送風機(7.5kW以上)	機械の設置	液圧プレス RG50S RG35S SP15 機械プレス TP-45C 空気圧縮機 EP105-75TAD 以上、対象設備の横浜市への届出済み。	2023.3.10	○
	騒音規制法 第2種区域	法第21条-2 法第5条	・騒音の測定 指定地域について 市町村長 ・規制基準の遵守義務 指定地域内に特定工場等を設置しているもの	機械の設置	液圧プレス RG50S RG35S SP15 機械プレス TP-45C 空気圧縮機 EP105-75TAD 以上、対象設備の横浜市への届出済み。		○
振動	振動規制法 第2種区域	法第2条 施行令 別表第1	・特定施設 1: 金属加工機械 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)	機械の設置	液圧プレス RG50S RG35S SP15 機械プレス TP-45C FLH-12 せん断機 M1232 CSW-220 空気圧縮機 EP105-75TAD 以上、対象設備の横浜市への届出済み。	2023.3.10	○
	振動規制法 第2種区域	法第6条 法第8条	・特定施設の設置の届出 指定地域内 特定施設の設置の工事の開始の30日前までに ・特定施設の変更等の届出 工事開始の日の30日前までに	機械の設置	液圧プレス RG50S RG35S SP15 機械プレス TP-45C FLH-12 せん断機 M1232 CSW-220 空気圧縮機 EP105-75TAD 以上、対象設備の横浜市への届出済み。		○
条例	横浜市生活環境の保全等に関する条例 (騒音及び振動に関する規制基準)	第8条	指定事業所に係る指定施設の設置に関する届け出を行わなくてはならない。	指定施設の設置	機械の更新時、騒音・振動規制法に関する条例確認	2023.3.10	○
		第33条	事業所において発生する騒音・振動の許容限度について規制基準を遵守しなければならない。	機械の設置	指定施設の使用を開始した日から起算して30日以内に、機械から発生する数値を測定、その結果を記録し、及び測定した日から起算して30日以内に、その結果を市長に報告しなければならない		○
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	条94	自動車の運転者は、自動車の駐車をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。	自動車の運転	自動車を離れて直ちに運転することができない状態に駐車をする場合には、自動車の原動機を停止する		○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	条4条	事業活動に伴って生じた廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物の排出	①その事業活動を行うに当たっては、発生抑制等に努める ②事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する		○

適用される上記表に対する、環境関連法規制等の遵守状況の確認を行い、同法への違反・訴訟はありませんでした。

なお、関係当局より違反等の指摘は過去20年間ありません。社外からの環境に対する苦情も発生しておりません。

9.代表者による全体の評価と見直し・指示・結果報告書

文書番号	
2024-04	承認
代表者 取締役社長 関 一政	関

見直し対象期間	2023年 4月 1日～ 2024年 3月 31日
見直し実施月日	2024年 4 月 10 日 (定期)臨時)
出席者	代表者、EA21事務局員
提出資料名	①環境経営目標の達成状況 ②環境経営計画の実施及び運用結果 ③環境関連法規などの遵守状況 ④外部からの環境に関する苦情や要望 (地域住民・顧客・自治体・消費者や社会の要請等も含む) ⑤その他(法規制の動向の情報など)
「課題とチャンス」 見直しの要否	現状の方針を推進
見直し結果	①環境経営方針の変更の必要性 (有り 無し) ②環境経営目標及び環境経営計画の変更の必要性 (有り 無し) 改善担当者: ③実施体制の変更の必要性: (有り 無し)
総 括	今回、環境経営を開始後、年間通しての実績を初めて確認し、 環境目標の達成状況は、未達が3項目となった。 二酸化炭素排出量は、基準値よりは削減されたものの、目標値では未達。 電力使用量が主な要因の為、工場内での、電力の効率的な使用を推進し、 個人の意識改革を継続する。 自動車燃料使用量については、目標を達成したが、使用量の更なる 削減の為、エコドライブ10の確認を3ヶ月毎、朝礼時に行う。 廃棄物に関しては、今年度に金型廃棄が行われた為、目標値へは未達。 引き続き、廃棄物の分別、不良削減による、産廃削減を再確認する。 他の項目については、概ね取り組めていた。 次年度は、電力使用量を注視し、目標達成に向け「持続可能な社会の実現」 を意識した活動を定着させ、省エネルギーに繋がる行動を増やせるよう、 社内全体で環境問題への意識改革を推進する。

改訂履歴

版数	改 訂 理 由	改訂月日	承認	作成者
1				

(回覧ルート)

社長→環境管理の責任者→関係者招集(改善担当者及び期限記入原紙保管、
コピー作成→社長及び関係部門へ配布)